

第24回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和2年3月27日 13:30~15:00			
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 第3委員会室			
3. 出席委員	2番 山崎 隆史委員 3番 福西 範委員 4番 成田 俊英委員 5番 大坂 博文委員 6番 金子 靖委員 7番 村上 正人委員 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員 12番 大畑 札子委員 13番 松下 裕幸委員 14番 菊池 利治委員 15番 熊坂 隆雄委員 17番 野澤 勲委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員 20番 清水 幸治委員 21番 浅野 徳昭委員			
	(以上 19名)			
4. 欠席委員	1番 志賀 忠浩委員 16番 田井 克廣委員			
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹 農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗 (以上 6名)			
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 4番 成田 俊英委員 8番 佐藤 裕司委員 会期決定について 令和2年 3月 27日 (1日) 報告第51号 農業委員会のあっせん証明願について 報告第52号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 報告第53号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願について 議案第115号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第116号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の実施について 議案第117号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について			

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第24回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は19名です。</p> <p>議事録署名人に4番、成田俊英委員、8番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日3月27日の1日と致します。</p> <p>会務概要報告につきましては、報告内容がございませんので、次に議案の審議に入れますが、その前に報告案件が3件ございます。</p> <p>報告第51号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。</p>
事務局 永洞事務局長	<p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第51号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。</p> <p>今回は、釧路地区で1件の申請がございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番ですが、[REDACTED]氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、3月12日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま事務局から説明がありました報告第51号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、次に、報告第52号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。</p>
事務局 永洞事務局長	<p>議案書5ページにございます、報告第52号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。</p> <p>今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が14件ありました。</p> <p>議案書6ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、[REDACTED]氏、他13名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、令和2年3月16日付で会長専決により証明したことを報告致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま事務局から説明がありました報告第52号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。</p>
委員 委員一同	なし

議長	
野村会長	質問がないようですので、次に、報告第53号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告してください。
事務局	
永洞事務局長	議案書7ページにございます、報告第53号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告致します。
議長	今回、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願が1件ありました。
野村会長	議案書8ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた後、農地中間管理事業を活用し特定貸付を行うことで納税猶予の継続を受けております、表の1番、[REDACTED]氏から農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願の申請があつたもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き特定貸付を行っている旨、令和2年3月16日付で会長専決により証明したことを報告致します。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第52号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について質問等を求める。
事務局	
永洞事務局長	質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。 それでは、次に、議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。 事務局より説明して下さい。
議長	
野村会長	それでは、議案書の9ページにございます、議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。 今回は、音別地区で36件の計画がございます。 お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。
事務局	
永洞事務局長	議案書10ページの表の1番は、資料が21ページと22ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、面積 [REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。 次に、表の2番は、資料が21ページと23ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。 次に、表の3番は、資料が21ページと24ページにございます。 [REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行

うものであります。

次に表の4番は、資料が21ページと25ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書11ページの表の5番は、資料が26ページから28ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他5筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の6番は、資料が29ページから31ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の7番は、資料が29ページと32ページと33ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の8番は、資料が34ページと35ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書12ページの表の9番は、資料が34ページと36ページと37ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他6筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の10番は、資料が34ページと38ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の11番は、資料が34ページと39ページから41ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他12筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の12番は、資料が42ページと43ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED] の内、他1筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書13ページの表の13番は、資料が42ページと44ページから46ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他10筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏へ年間 [REDACTED] 円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の14番は、資料が42ページと47ページと48ページにございます。
[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の15番は、資料が42ページと49ページにございます。
[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書14ページの表の16番は、資料が42ページと50ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の17番は、資料が51ページと52ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の18番は、資料が51ページと53ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の19番は、資料が51ページと54ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他5筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の20番は、資料が55ページと56ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書15ページの表の21番は、資料が55ページと57ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の22番は、資料が55ページと58ページと59ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の23番は、資料が60ページから62ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の24番は、資料が60ページと63ページから65ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計[REDACTED]m²の農

用地について、[REDACTED]へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書16ページの表の25番は、資料が60ページと66ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の26番は、資料が60ページと67ページと74ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他22筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書17ページの表の27番は、資料が57ページから77ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他11筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の28番は、資料が75ページと78ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の29番は、資料が75ページと79ページと80ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書18ページの表の30番は、資料が75ページと81ページと82ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の31番は、資料が83ページと84ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の32番は、資料が83ページと85ページから88ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他13筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書19ページの表の33番は、資料が83ページと89ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の34番は、資料が90ページから95ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他17筆、合計 [REDACTED]m²の

農用地について、[REDACTED]へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、表の35番は、資料が96ページと97ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、面積[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書20ページの表の36番は、資料が98ページから100ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏へ年間[REDACTED]円、期間は5年で賃貸による利用権の設定を行うものであります。

以上、36件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

それでは、審議を行いますが、議事参与の制限から、1番、2番、14番から16番、18番の案件につきましては、志賀忠浩委員に関する案件、7番、10番は山崎隆史委員に関する案件、12番、13番、17番、33番は田井克廣委員に関する案件、21番から24番、26番、34番は大坂博文委員と村上正人委員が役員を務める法人に関する案件であり、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず3番から6番、8番、9番、11番、19番、20番、25番、27番から32番、35番、36番の審議と本日は欠席しております志賀委員と田井委員の案件を合わせて審議した後に、それぞれを順次審議することと致します。

それでは、1番から6番、8番、9番、11番から20番、25番、27番から33番、35番、36番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から6番、8番、9番、11番から20番、25番、27番から33番、35番、36番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、7番、10番を審議致しますので、山崎委員は退室をお願い致します。

(山崎委員退室)

議長

野村会長

それでは、7番、10番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番、10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>(挙手)</p> <p>賛成多数で賛成と認め、議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番、10番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>山崎委員は入室して下さい。</p>
議長 野村会長	<p>(山崎委員入室)</p> <p>7番、10番は、原案のとおり決定致しました。</p> <p>次に、21番から24番、26番、34番を審議致しますので、大坂委員と村上委員は退室をお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>(大坂委員、村上委員退室)</p> <p>それでは、21番から24番、26番、34番を一括して審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の21番から24番、26番、34番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>(挙手)</p> <p>賛成多数で賛成と認め、議案第115号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の21番から24番、26番、34番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>大坂委員と村上委員は入室して下さい。</p>
	(大坂委員と村上委員入室)

議長	
野村会長	21番から24番、26番、34番は、原案のとおり決定致しました。
	それでは、次に、議案第116号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。
事務局	事務局より説明して下さい。
永洞事務局長	それでは、議案書101ページにございます、議案第116号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。
	農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならぬこととされております。
	資料は102ページにございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月9日から10月25日にかけての、延9日間調査を行いました。
	調査農地面積は、釧路地区が約2,100ha、阿寒地区が約4,200ha、音別地区が約2,000haで、合計約8,300haでしたが、遊休農地はございませんでした。
	以上、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	
野村会長	ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。
	それでは、「利用状況調査の結果」について審議致します。
委員	質問、意見を求めます。
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第116号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
	今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。
	それでは、次に、議案第117号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。
事務局	事務局より説明して下さい。
永洞事務局長	それでは、議案書103ページにございます、議案第117号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明致します。
	104ページと105ページをご覧下さい。
	農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の別段の面積として設定することができるとされておりますが、このことについては、農林水産省

経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」において、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、当委員会において別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号の規定されている、北海道における農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールを適用しております。

これまで、別段の面積を定めない主な理由と致しまして、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3号の条件を満たしていること、また、2ヘクタールは、当市における農業経営に必要な農地面積であることとしておりますが、昨年より状況の変化は、特段ないものと考えております。

つきましては、昨年に引き続き、平成31年度も別段の面積の設定はせず、現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わないとの、ご提案をいたしますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第117号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり「新たに別段の面積の設定は行わないということ」で決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 3月 27日

議長 小林進一

署名委員 成田俊英

署名委員 佐藤益司